

最高裁秘書第4753号

平成30年11月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 司法行政文書開示通知書

10月25日付け（同月29日受付、最高裁秘書第4408号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

#### 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 高等裁判所事務局長事務打合せ進行予定（9月28日）（片面で1枚）
- (2) 高等裁判所事務局長事務打合せ出席者名簿（片面で1枚）
- (3) 高等裁判所事務局長事務打合せ席図（片面で1枚）
- (4) 高等裁判所事務局長事務打合せ席図（個別協議・人事局）（片面で1枚）
- (5) 平成30年9月高等裁判所事務局長事務打合せ結果概要（片面で2枚）

#### 2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

高等裁判所事務局長事務打合せ 進行予定 (9月28日)

1 開議 (午前10時)

事務総長挨拶

2 協議 (午前10時15分～午後零時15分)

裁判手続のIT化について (120分)

■ 昼食・休憩 (午後零時15分～午後1時)

3 協議 (午後1時～午後2時40分)

(1) 適正事務を組織的に確保するための方策について (80分)

(2) 本庁からの支部の支援等について (20分)

4 フリーディスカッション (午後2時40分～午後3時30分)

5 事務総局からの情報提供 (午後3時30分～午後3時50分)

■ 休憩 (午後3時50分～午後4時)

6 個別協議 (午後4時～午後5時)

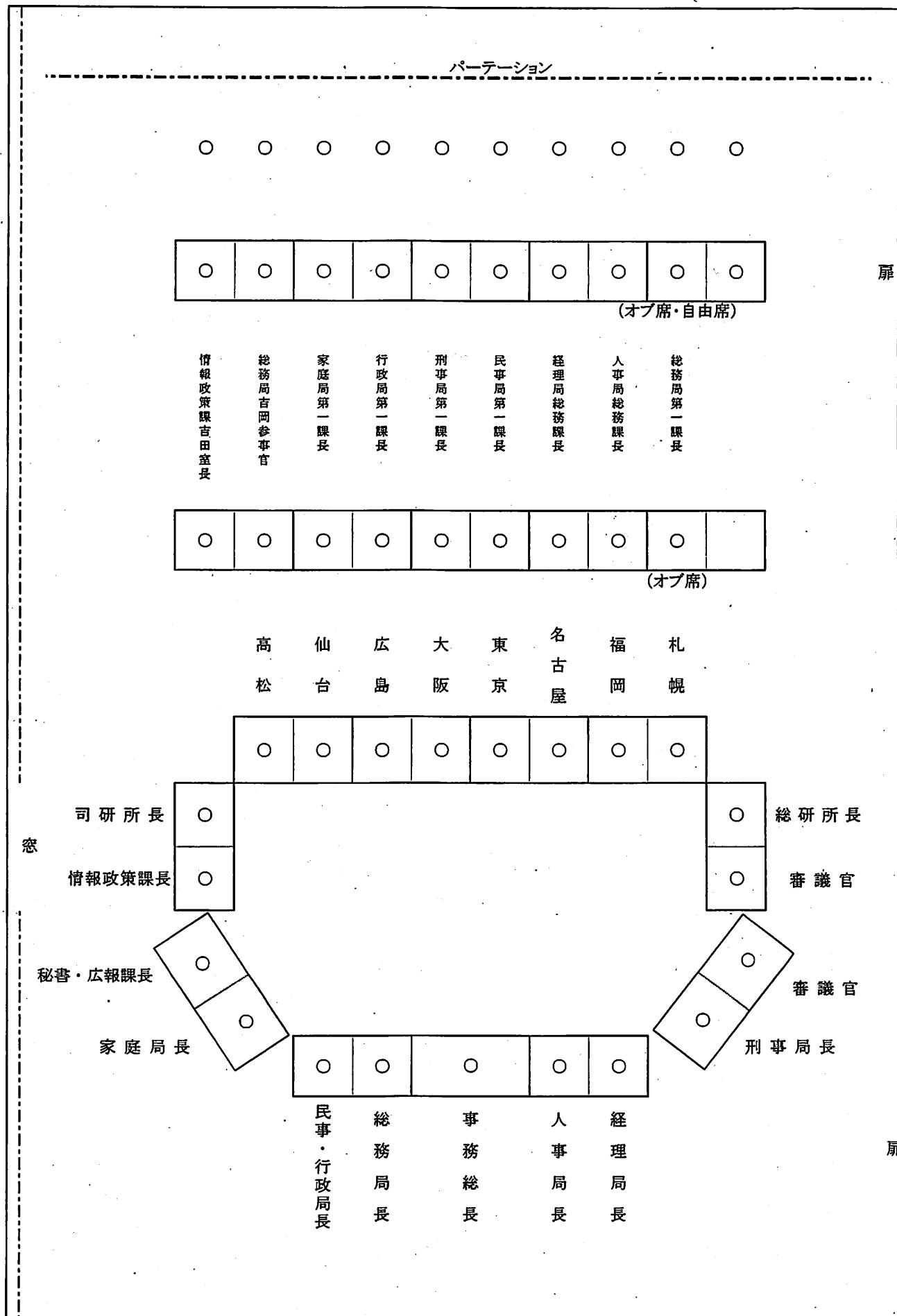
人事局 (60分)

高等裁判所事務局長事務打合せ出席者名簿

東京高等裁判所事務局長	吉	崎	佳	弥
大阪高等裁判所事務局長	井	上	直	哉
名古屋高等裁判所事務局長	福	田	千	恵
広島高等裁判所事務局長	友	重	雅	裕
福岡高等裁判所事務局長	安	永	健	次
仙台高等裁判所事務局長	宮	田	祥	次
札幌高等裁判所事務局長	井	戸	俊	一
高松高等裁判所事務局長	松	阿	彌	隆

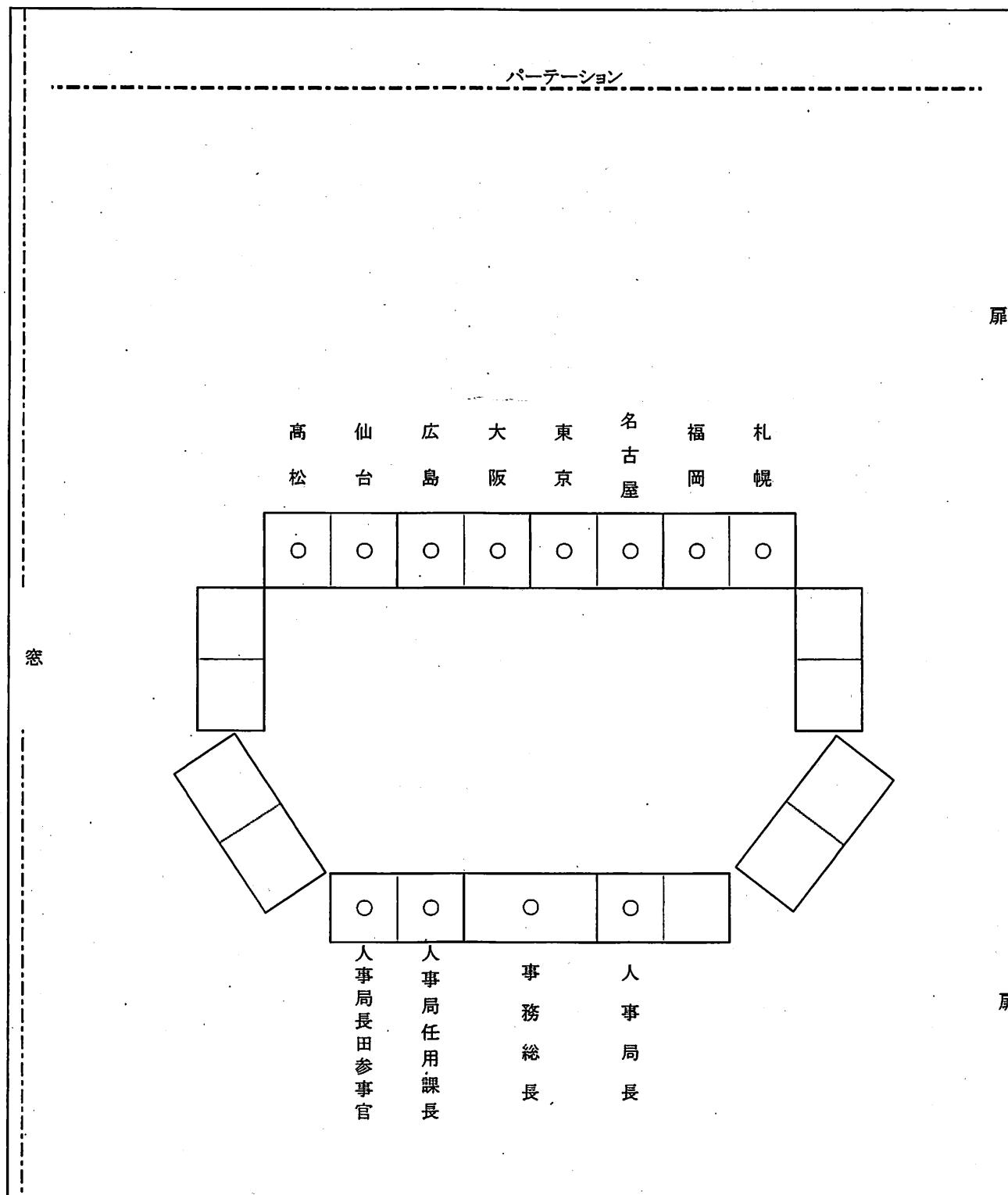
## 高等裁判所事務局長事務打合せ席図

平成30年9月28日(金)  
最高裁判所中会議室



高等裁判所事務局長事務打合せ席図(個別協議・人事局)

平成30年9月28日(金)  
最高裁判所中会議室



## 平成30年9月高等裁判所事務局長事務打合せ結果概要

### 【協議1】

#### 裁判手続のIT化について

##### ○ IT化の検討状況等について

最高裁における民事訴訟手続のIT化の検討状況等についての説明がされた後、職員が民事訴訟手続のIT化の取組をどのように受け止めているかなどについての意見交換がされた。その中では、なぜ今IT化について検討する必要があるのかについて認識を共有する必要があるという指摘や、下級裁同士で情報を早期に共有することが重要であるという指摘がされた。

##### ○ 下級裁の主体的な検討を支援するための方策について

各高裁において、下級裁に設置した検討体（PT）の活動状況をどのように把握しているか、どのような方法でバックアップを行っているか等につき意見交換がされ、PTと事務局との連携を円滑にするための工夫例などが紹介された。

##### ○ IT化の検討につき全国の裁判所職員の関心を高める方策について

特にPTのメンバー以外の職員の関心を高めていくためには、所長の関与が重要であるという指摘がされたほか、口頭や書面による説明ではなく、具体的なイメージを持ってもらうための取組を行うことが重要であるなどの指摘がされた。

### 【協議2】

#### 適正事務を組織的に確保するための方策について

##### ○ 各庁の状況

適正事務の確保に関しては、不適正な事務処理事案を事務改善に活か

し、事務フローや体制面を改善して誤りが起こりにくい仕組みを構築するという基本的な考え方の共有が進んできており、実際の事務改善に結び付ける取組も行われていることが確認された。

一方で、庁や部署にもよるが、主体的な取組が行われるまでには必ずしも至っていないとの指摘もされた。

#### ○ 今後の取組等について

今後、取組を更に深化させるための方策として、上級庁から下級庁への情報伝達の方法を改善して、取組の趣旨の一層の浸透を図ったり、取組が職場の活性化につながるような工夫をしたりすることが必要ではないかとの意見が述べられるとともに、取組には裁判官の理解と主体的な関与が重要であることが確認された。また、事務処理方法の統一に関し、各庁の取組の例が紹介されるとともに、その是非や検討の在り方について、意見交換がされた。

#### 【協議 3】

##### 本庁からの支部の支援等について

支部との連携に当たっては、支部の実情を丁寧に把握し、共に解決する姿勢が重要であることや、メリハリをつけた情報提供を行う必要があることが指摘された。また、支部の主体的な取組を引き出すための工夫例が紹介された。

以上